

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年8月26日（令和7年（行情）諮問第965号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第144号）

事件名：「2術校」の最新号の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2術校 第132号」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月9日付け防官文第7010号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) ないし(5)（略）

(6) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「機関誌「2術校」の最新号。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成31年4月9日付け防官文第7010号により、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、当該文書の一部が同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月12日 審議
- ④ 令和8年5月15日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 別表番号1に掲げる写真の顔部分に該当する不開示部分

標記不開示部分は、防衛省・自衛隊の職員、自衛官、民間人、外国

軍人等の写真の顔部分であり、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊の職員、民間人、外国軍人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行がある事情はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表番号1に掲げる2枚目の目次並びに32ページ及び40ページの不開示部分（32ページ及び40ページについては、写真の顔部分を除く。）

標記不開示部分には、記事を寄稿した民間人の所属及び氏名並びに経歴が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ その他の部分

標記不開示部分には、記事を寄稿した自衛官の期別、経歴、着任等に係る年月等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、それぞれ単独で又は原処分で開示されている寄稿者の氏名等と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に

関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、原処分において個人識別部分である当該自衛官の氏名等が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上自衛隊の組織及び編成に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省のネットワークで使用されているメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及

び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	2枚目	目次の一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	6ページ、19ページ、22ページ、26ページないし28ページ、32ページ、38ページ、40ページ、51ページ、53ページ、54ページ、56ページ、58ページ、59ページ、61ページ、63ページ、65ページ、69ページ、71ページ、73ページ、75ページ、90ページ、91ページ、93ページ、95ページ、97ページ、98ページ、100ページ及び101ページ	写真の顔部分	
	7ページ	右側37行目及び38行目のそれぞれ一部	
8ページ、9ページ、11ページ、14ページないし16ページ、28ページ、32ページ、39ページ、40ページ、51ページ、53ページ、54ページ、56ページ、58ページ	本文の一部		

	ジ、59ページ、63ページ、65ページないし69ページ、71ページ、73ページ、75ページ及び90ページないし96ページ		
	10ページ	左側4行目及び27行目のそれぞれ一部	
	12ページ	左側本文の一部	
	32ページ及び40ページ	寄稿者の所属及び氏名	
2	6ページ	本文の一部	自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	7ページ	右側10行目の一部	
	10ページ	左側30行目及び31行目	
	12ページ	右側本文の一部	
3	108枚目	原稿募集のお知らせの一部（メールアドレス）	自衛隊のネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

※ ページ数については、本件対象文書の中央下部に記載されたページ数を示す。

※ 枚数の表記は、本件対象文書全体の枚数に基づくものである。

※ 行数については、空白の行を含めない。